

令和3年度 公立学校共済組合東京支部貸付事業の実施について

1 申込資格者

組合員期間が、引き続き6か月以上ある公立学校共済組合東京支部組合員

2 貸付金の利率 (平成30年1月改定 変動利率)

- (1) 一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭・特別 年利1.32% (月利0.110%)
 (2) 介護住宅 年利1.06% (月利0.088%)
 (3) 災害・住宅災害 年利0.99% (月利0.0825%)

※ 年利には、貸付保険料0.06%を含む。

3 貸付内容

(1) 組合員 (再任用組合員等を除く。)

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	償還限度回数(以内)
一般貸付け	組合員が、臨時に資金を必要とする場合	200万円	毎月120回 ボーナス20回
教育貸付け	組合員、被扶養者及び被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が、学校教育法に基づく高等学校(中高一貫教育校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、大学(大学院含む。)、専修学校、各種学校に入学又は修学するため概ね1年以内に資金を必要とする場合 外国の教育機関の場合は、正規の教育課程の修学年限が、1年以上の教育機関に入学又は修学するため、概ね1年以内に資金を必要とする場合	550万円	毎月250回 ボーナス41回
災害貸付け	組合員又はその被扶養者が地震、水害、火災、盗難等の非常災害を受けたため、資金を必要とする場合(り災後3か月以内)	200万円	毎月120回 ボーナス20回
医療貸付け	組合員、被扶養者及び被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)が医療を受けるため資金を必要とする場合	120万円	毎月110回 ボーナス18回
結婚貸付け	組合員又は子が結婚するために資金を必要とする場合(結婚の前後6か月以内)	200万円	毎月120回 ボーナス20回
葬祭貸付け	被扶養者及び被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)の葬祭のため、資金を必要とする場合	200万円	毎月120回 ボーナス20回
住宅貸付け	組合員が、自己の用に供する住宅を新築、増築、改築、移築、修理、購入、借入れ又は宅地の購入、借入若しくは補修する資金を必要とする場合	1,800万円	毎月360回 ボーナス60回

介護構造部分に係る貸付け	組合員が、自己の用に供する住宅について、要介護者に配慮した構造を有する住宅を購入、新築、増築、改築、修理する資金を必要とする場合（介護構造に要する経費の範囲内）	300万円	毎月360回 ボーナス60回
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供する住宅、又は住宅の敷地が水震火災その他非常災害により損害を受け、災後1年以内に新築等をするために資金を必要とする場合	1,900万円	毎月360回 ボーナス60回
高額医療貸付け ※1	組合員又は被扶養者が高額療養費の支給対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合（現物給付を受ける場合は、貸付不可）	高額療養費相当額（千円未満切捨て）	高額療養費が支給されるとき一括控除
出産貸付け ※1	組合員が出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とする場合（直接払い制度利用の場合は、貸付不可）	出産費又は家族出産費相当額（千円未満切捨て）	出産費又は家族出産費が支給されるとき一括控除

※1 高額医療貸付け及び出産貸付けを申し込む場合は、事前に貸付担当に御連絡ください。

(2) 再任用組合員等

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
特別貸付け	再任用職員（フルタイム勤務）、会計年度任用の組合員（令和2年4月1日以降任用の期限付任用教員及び臨時的任用教職員で6か月以上の組合員期間がある者）が臨時に資金を必要とする場合	200万円 ※2	貸付月の翌月から最終任期月までの月数範囲内

※2 例月給料×3/10×控除開始月から最終任期月までの月数（償還回数最大10回）

4 貸付申込について

詳細は、一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け申込説明書又は住宅・住宅災害・介護構造部分に係る貸付け申込説明書をご確認ください。

(1) 受付日程

別紙1 令和3年度 貸付受付日程表（4ページ）

高額医療貸付け及び出産貸付けについては、日程が異なりますので貸付担当にお問合せください。

(2) 申込方法

交換便又は郵送

なお、締切日（必着）を過ぎた場合は、翌月扱いとなりますので御注意ください。

(3) 送付先

公立学校共済組合東京支部（東京都教育庁福利厚生部）給付貸付課貸付担当

東京都庁第二本庁舎 14階南側

電話 03-5320-6823 ファクシ 03-5388-1732

5 償還について

(1) 定期償還

毎月の給料から控除します。償還方法は、「毎月償還」と「ボーナス併用償還」があります。

(2) 繰上償還

未償還元金の全部又は一部を繰り上げて償還することができます。

繰上償還の受付日程は、別紙2 令和3年度 繰上償還受付日程表（5ページ）のとおり。

6 償還猶予について

(1) 次の事項に該当する場合は、本人の申出により償還の猶予ができます。

ア 育児休業の承認を受けたとき

イ 配偶者同行休業の承認を受けたとき

ウ 引き続き1か月以上の介護休暇（時間取得を除く。）の承認を受けたとき

エ 心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき（当該無給休職の期間内。ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金（公務又は通勤災害におけるこれに類する給付を含む。）の支給を受けている期間は除く。）

オ 住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき（住宅貸付け、介護構造部分に係る貸付け及び住宅災害貸付けが対象となります。）

(2) 猶予期間の償還金について

猶予期間終了の翌月から、猶予した月数相当の期間を定期償還額と併せて返済することになります（倍返し）。

(3) 償還猶予申出書の締切り

償還猶予を希望する月の前月の14日（土、日及び祝日の場合は、その前日）

7 貸付申込説明書・申込書等の入手方法について

(1) 貸付申込説明書及び申込書、繰上償還申出書、償還猶予申出書について

ア 公立学校共済組合東京支部のホームページからダウンロードする。

<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsudoku/shikin/index.html>

イ 貸付担当に請求する。

(2) 団信（団体信用生命保険）の申込手引及び申込書について

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け又は教育貸付けについては、任意で貸付けと同時に団体信用保険に加入できます。

保険会社の指定様式となりますので、貸付担当に請求してください。郵送又は交換便で送付します。

8 その他

例年10月から11月に実施している団信中途適用（住宅、教育貸付のみ）については、東京支部広報誌「かがやき」秋号でお知らせします。所属への通知は行いません。

所属の借受人から団信中途適用の申出があった場合は、借受人から貸付担当へ団信申込書を請求してください。

令和3年度 繰上償還受付日程表

公立学校共済組合東京支部

回	繰上償還申込受付期間	振込依頼書 発送日	納付期限	給料控除 最終月	申込方法
1	4月12日～5月7日	6/1	6/14	6月	郵送又は交換便
2	5月11日～6月10日	7/1	7/14	7月	
3	6月11日～7月9日	8/2	8/13	8月	
4	7月12日～8月10日	9/1	9/14	9月	
5	8月11日～9月10日	10/1	10/14	10月	
6	9月13日～10月8日	11/1	11/15	11月	
7	10月11日～11月10日	12/1	12/14	12月	
8	11月11日～12月10日	1/4	2022年 1/14	2022年 1月	
9	2022年 12月10日～1月7日	2/1	2/14	2月	

<償還方法>

受付締切日の翌月上旬に所属所を通じて借受人へ振込依頼書を送付します。

上の表の納付期限までに、送付した振込依頼書で金融機関から振込みしてください。

※銀行口座からの自動引き落としはできませんので御注意ください。

※ネット振込はできません。

※徴収嘱託中(都共済の組合員で公立学校共済の貸付を償還中の方)の方の納付期限は、毎月10日です。

○繰上償還の対象となる未償還元金は、給料控除最終月末(受付締切日の翌月給料控除後)の金額です。償還表で確認するよう、組合員へお知らせください。

(例) 第1回申込み(4月12日～5月10日)の場合 → 6月の給料控除後の金額

○入金確認後、納付期限翌月上旬に所属所を通じて、借受人へ下記の書類を送付します。

全額繰上償還申出者・・・「借用証書(返却)」

一部繰上償還申出者・・・「一部繰上償還後の償還表」